

# 埼接ミニ情報

## 23年12月号

発行  
 (社)埼玉県接骨師会  
 企画総務部

記憶と記録に残る年がもうすぐ過ぎようとしています。否応なく、様々なことを考えずにはいられない年でした。皆様もそれぞれに思うところの多い年だったと思います。業界も同様です。これらの思いを大切に、来年こそは明るい年になるよう会員一同力を合わせ業界の発展に尽力していかなければなりません。

新体制の発足と共に、会の運営状況報告と各種事業・情報の迅速な伝達を目的とした「埼接ミニ情報」も今月まで無事毎月発行することが出来ました。これは会員皆様のご理解と、厳しい事務局からの締め切り催促が無ければできないことでした。しかし、内容的にはまだまだ十分とは言えず、皆様から様々な御指摘も頂きました。来年は、これらを糧に「会員一人ひとりと本会をより密接に結ぶツール」を念頭にさらに充実したものにしていきたいと考えています。公益社団法人認定申請中の現在、申請内容に即した実態の確立及び来年度予算作成にも関連し、現行団体の諸規定等の見直しが急務となっております。12月20日の第11回理事会において一部新しい諸規定等が承認されました。今月号では、その要旨を説明します。

### 【第2号議案 役員報酬等及び費用に関する規程並びに会費規程の一部修正について】

7月30日開催の臨時総会において承認頂きました同規程の修正を行いました。この修正は同臨時総会第3号議案の承認に基づく修正であり、理事会の承認が必要となります。修正点は以下の通りです。

- ①「公益社団法人埼玉県接骨師会 役員報酬等及び費用に関する規程」の附則乙表括弧内の記載の「税引後を税引前」に誤植のため修正。
- ② 同上規程附則乙表に年間執務日数の上限を加える。行政よりの指摘により修正。
- ③「公益社団法人埼玉県接骨師会 会費規程」の第4条(1)定率会費の「ただし」以下をを削除。第7条に同様の規程があるとの行政よりの指摘により修正。

### 【第3号議案 会員の執務費及び費用に関する規程について】

役員(理事・監事)以外の会員の執務費を規程しました。平成24年4月1日から適応となります。会員の執務費は一日(4時間で換算)につき8000円(税引き前の金額)となります。また、交通費については実態(自家用車・公共交通機関)に応じて支払われることとなりました。

### 【第4号議案 役員報酬等及び費用に関する規程の改定の件について】

現行の「旅費規定」「報酬規定」を来年3月31日までとし、4月1日から第2号議案で修正した「役員報酬等及び費用に関する規程」を適用し実施していく。第3号議案と共に、公益社団法人移行の時期に関わらず4月1日より実施する。

### 【第5号議案 定率会費の見直しについて】

定率会費については、会費収入の減少に伴い取扱高の100万円未満の部分についても1.0%を掛けることで見直されました。なお、現行の定款施行細則では1.4%以下となっておりますので定款施行細則の変更はありません。実質率については総会で報告することとなります。

### 【第6号議案 平成24年度予算(案)について】

定率会費の減少が重要な課題となっております。理事会でも様々な議論がなされました。役員執務費については、規程では8000円となっておりますが、次回の定時総会で7000円に変更する予定です(金額の変更は軽微な変更とは認められないため)。24年度予算はこれらの変更を想定した予算立てとなります。

### 【政治連盟規約の変更について】

本来は、政治連盟に関する記述をこのミニ情報に載せること自体好ましく無いのかもしれませんが、現在は移行期であり、移行後の明確な体制を作るための経過において必要な事項とのご理解を何卒頂きたいと思っております。

社団の公益移行に伴い、政治連盟との関係を法律に則り明確に分離する必要が生じています。認定基準にある理事の三分の一のルール遵守と共に、会員に関する規程等も変更になりました。ただ、政治活動は斯会にとり、現在そして将来のために必要且つ欠くことのできない活動であるとの認識は全会員共通のものと思っております。一人ひとりの力は微力でも、多数が結集することにより実現可能な大きな力となります。引き続きご理解とご協力をお願いいたします。

### 【保険部から】

Q: 時間外、休日の算定についてご指導願いたい。

A: 例え時間外であっても施術所にまだ患者さんが居る場合は、算定の対象になりません。(算定は初検来院時のみです)

時間外: 「初検のみ」施術所の施術時間外であり、施術業務が終了している場合。

休日: 「初検のみ」日曜日、国民休日、12月29日～1月3日「初検」

### ◎労災保険での返戻事例

- ①発生状況に負傷部位の特定がされていない。
- ②著しく施術日数が少ない。
- ③施術情報提供書添付なし。
- ④指導管理料、運動療法料回数の数え違い。
- ⑤施術が長期を要して居る場合、症状の経過、今後の見通しを記載すること。

### 【主な会務状況】

平成23年12月18日(日) 保険業務講習会開催され

受講者数 765名、会員以外28名

終了後 機能訓練指導員フォローアップ講習会が開催され

受講者数 182名

### 【今後の主な予定】

平成24年 2月 5日(日) 新規開業者対象保険業務講習会

平成24年 3月11日(日) 関東学会茨城大会

平成24年 3月24日(土) 第66回定時総会

平成24年 5月13日(日) 第67回定時総会

平成24年 5月27日(日) 埼接柔道大会



『皇帝ダリア』